

尖閣諸島海域で中国漁船衝突事件が起つて1年が経つ。昨年9月7日の事件から1ヵ月ばかりが過ぎた頃、日本政府の対外交の不作為を憲法の1人が、どうもこれはミュンヘン会談でのナチス・ドイツ総統ヒトラーに対する英首相チャーチルの讓歩と同類のものではないかと語つていたことを思い返す。平和を望み確執回避を願うあまり対独宥和姿勢をとり続けて、結局は大戦へと向かう分水嶺となつたのが1938年9月のミュンヘン会談であった。

海洋権益拡大の一環、明らか

西沙諸島や南沙諸島を含む南シナ海はもとより、日中間線をまたぐ東シナ海での中国の海洋権益の急拡大について、知識がなかつたわけでもあるまい。中国が「領海法」を制定して尖閣諸島を自領だと主張していること、尖閣周辺の領海内に幾度となく中国の漁船や艦船、時に潜水艦が侵入して挑発的な行動に及んだことは何度も報じられてきた。ベトナムやフィリピンが南シナ海で中国からの攻撃を受け窮地に陥っていること

は、日々の報道の事実である。その程度の初步的な情報をもつても、昨年の漁船衝突事件が近年の中国海洋権益の拡大行動の一環であることがわからなかつたはずはない。

それにしては、日本の政治家や政府のあの時の対応は何だったのか。領海に侵入して日本の巡視船から退去命令を受けたもののこれを無視、あろうことか巡視船に2度にわたって体当たりした中国漁船の船長を公務執行妨害罪で逮捕したのは当然のことであつた。

中国政府は直ちに無条件釈放を要求、同時に漁業監視船を尖閣海域に派して日本を威嚇した。石垣

島の将来に配慮して「船長を釈放した。船長釈放によって衝突事件の「幕引き」を図ろうとした官邸

が地検に圧力を加えての見え透いたシナリオであった。幕引きは成

った。日本側が主張しても、中国は自家撞着である。

尖閣諸島に中国人が上陸してこに居座る事態を想定してみればいい。日本固有の領土だから退去せよと日本側が主張しても、中國人船長の強制起訴が議決されたときには、日本の司法当局は何らの法的手続きをとることもなく中国の行動を「黙認」したではないか、といった論法を中国は必ずや使つてくるであろう。日本の新政権指導部がミュンヘン会談の一方の主役となつてはならない。

(わたなべ としお)

「尖閣」で「対独宥和」の轍踏むな

正論



拓殖大学学長

渡辺 利夫

「ミュンヘン」に似た幕引き
那覇地検は9月24日、「日中関係の将来に配慮して」船長を釈放したのは当然のことであつた。
中国政府は直ちに無条件釈放を要求、同時に漁業監視船を尖閣海域に派して日本を威嚇した。石垣島の将来に配慮して「船長を釈放した。船長釈放によって衝突事件の「幕引き」を図ろうとした官邸が地検に圧力を加えての見え透いたシナリオであった。幕引きは成了った。日本側が主張しても、中国は自家撞着である。

尖閣諸島審査会が中国人船長の「起訴相当」を議決し、6月28日に那覇地検が改めて不起訴を表明したことを受け、新たに組成された検察審査会が7月18日に再度の起訴相当を議決した。検察審査会が2度にわたり起訴相当を議決すれば「強制起訴」になるというのが日本の法手続きである。検察審査会の議決は国民から無作為に抽出された11人から成り、8人以上が合意を要する。第1回と第2回の審査員は半数が交代している。

議決は強固なものである。
強制起訴は可能か。裁判の1審では被告の出廷を要する。日中間に犯人引渡し条約がなく、船長逮捕の直後に無条件釈放を要求した中国政府が船長の出廷に協力することは思われない。しかし、ことは領域という国家主権の最深部にかかる原則の問題である。ここで日本の原則を中国側に厳然と表明できないのであれば、これは国家ではない。領海の暴力的侵害に對して然るべき司法手続きを肅々と進めることができない国家が、尖閣諸島の実効支配を主張するは自家撞着である。

尖閣諸島に中国人が上陸してこに居座る事態を想定してみればいい。日本固有の領土だから退去せよと日本側が主張しても、中國人船長の強制起訴が議決されたときには、日本の司法当局は何らの法的手続きをとることもなく中国の行動を「黙認」したではないか、といった論法を中国は必ずや使つてくるであろう。日本の新政権指導部がミュンヘン会談の一方の主役となつてはならない。

(わたなべ としお)